



CÂMARA DE COMÉRCIO E INDÚSTRIA JAPONESA DO BRASIL

Av. Paulista, 475 - 13º andar - São Paulo / SP - CEP 01311-908 - BRASIL

Tel.: (011)3178-6233 / Fax: (011)3284-0932

HomePage: www.camaradojapao.org.br / E-mail: secretaria@camaradojapao.org.br

CNPJ: 61.009.031/0001-06

ブラジル日本商工会議所定款

1940年5月29日設立、サンパウロ市第4証書登記所(メデイロス)の民事団体登録簿A-1、登録番号第9号、サンパウロ州政府官報1940年5月29日付公布。1940年5月29日設立、サンパウロ市第4証書登記所(メデイロス)の民事団体登録簿A-1、登録番号第9号、サンパウロ州政府官報1940年5月29日付公布。

第1章 名称と性格、所在地、目的、存続期間、事業及び施行規則

第1条 名称と性格

本会議所はブラジル日本商工会議所(以下会議所と略称する)と称し、営利を目的としない団体であり、政治的な目的に使用されず、本会議所定款と適用されるべき法規に従って運営される。

第2条 所在地

本会議所は本部をサンパウロ州首都ベラビスタ区パウリスタ大通475番地13階、郵便コード番号01311-908号に、そしてその司法区をサンパウロ市に置き、ブラジルの他の都市に支部又は代理事務所を設置する事が出来る。

第3条 目的

本会議所は次の目的を持つ。

- I. ブラジルと日本との間の経済交流、貿易の助長、並びに両国間の商工業の促進と協力。
- II. 会員の商工業活動の上での相互啓発への協力。
- III. ブラジルと日本の政府や関係機関への会員の商工業活動に関する総合的な意見の提出。
- IV. 会員の商工業活動より生ずる諸問題の友誼的解決の仲介。

第4条 存続期間

本会議所の存続は無期限である。

第5条 事業

本会議所はその目的達成の為、次の事業を行う。

- I. ブラジルと日本間の経済交流並びに、両国間の商工活動に関する調査及び、資料の収集。
- II. ブラジル産業、経済並びに之に係わる法規の研究発表。
- III. 本会議所の目的を達成する為、全ての公共及び民間機関、団体との必要な関係の維持。
- IV. ブラジルと日本の経済に付いての講演会や懇談会の開催。
- V. ブラジルに関する情報発信。
- VI. 会員相互の親睦に資する行事の開催。
- VII. ブラジル人社会、日本人社会での慈善、教育行為を通じてする本会議所の紹介活動も含めた、本会議所の目的達成に直接、間接的に貢献するその他の事業。

第6条 施行規則

総会承認を必要とする各種選挙規則を除いて、理事会運用規定や部会、委員会が定める内部規定等については、理事会の承認を要するものとする。

第2章 会 員

第7条 会員の種類

本会議所の会員は次の2種類とする。

- I - 法人会員
- II - 個人会員

第 8 条 会員の定義と資格

会員とは、ブラジルで、商業、産業、サービスの提供又はこれらに関連する業務に従事している法人又は自然人で、本会議所の目的に賛同して、それに加わっているものをいう。また、これらの業務に従事していない法人及び自然人でも理事会の承認があれば入会を認める事がある。

第 9 条 会員の権利

夫々の会員は次の権利を持つ。

- I. 総会で1票の議決権
- II. 理事、監事選挙の際に、立候補する権利。その候補者に指名される権利。その候補者を指名する権利
- III. 理事又は監事に選出される権利
- IV. 部会メンバーとなる権利
なお、法人会員の場合はその法人会員に属する自然人が委員となる。
- V. 委員会委員となる権利。なお、法人会員の場合はその法人会員に属する自然人が委員となる。

第 10 条 会員のその他の権利

会員は次に掲げる権利を持つ。

- I. 本会議所より情報、資料及び刊行物を受ける
- II. 本会議所が主催する企画に参加する。
- III. 本会議所の施設を使用する。
- IV. 前項に包含されていない本会議所の事業に由来する便益を享受する。
- V. 本会議所の定款、規則や総会、理事会、監事会の議事録、監事会意見書および決算書、財産目録の閲覧を求める。

第 11 条 会員の入会

本会議所の会員になることを希望する者は、入会申込書を提出する。

第 12 条

入会希望者は理事会の承認を得て、入会金及び第1回会費の支払いを完了した後、会員としての資格を取得する。

第 13 条 会員の義務

会員は、以下の義務を有する。

- I. 本会議所の目的遂行に協力する。
- II. 会費を支払う。
- III. 選任された職責を果たす。

第 14 条 入会金と会費

会員は入会時又は所定の期日迄に、入会金と会費を納付しなければならない。会員は会議所の会費規定に基づいて会費を負担する。なお、会費額を決定のために法人会員は毎年 12 月末在籍人数を翌年初めに通知する。

単項： 会議所への入会を申し込み、其の手続きを完了しながら、60 日を経過して入会金や会費を滞納する場合は、其の入会は無効になる。

第 15 条 会員の責任

会員は単独、又は連帯たるを問わず、会議所が結んだ債務の責任を負わない。

第 16 条 会員の退会

会員が本会議所からの退会を希望する場合は、会議所会頭にあて、書類でその旨を、退会希望日の少なくとも10日前までに通知する必要がある。

単項： 退会希望を表明した会員は退会前に会費等の未払金を完納しなければならない。

第 17 条 会員の除名

会員は正当な理由があれば会議所から除名される。

1 正当な理由とは下記の行為がなされた場合をいう。

- I. 定款で決められた会員の責務に不履行・遅延があり、それを警告したにも拘らず会員がそれを履行しない場合、但し会費の滞納については本条第3項に基づく。
 - II. 会員が、会議所内、或いは、会議所に関する会合、又は会議所活動において会員として相応しくない行為をした場合。
 - III. 会員又はその協力者が会議所から任命されて特定の職務を実施中にそれに不適当な行為をした場合。
 - IV. 会議所の信用、権威を失墜させる行為をした場合。
- 2 上記の事由の究明には特別に構成された調査委員会が設けられ、其の委員会の決定は理事会に提出され、そこで適用されるべき措置が決められる。
 - 3 会費支払い期限後3か月を経過しても会費を支払わない会員に対して会議所は通告書を発送して即時決済を促す。其の後更に1か月経過しても会費納入の意図がないと判断される場合、理事会はその職権を行使してその会員を除名する。
 - 4 会員名簿から除名する場合は、該当会員に前以て書式で除名事由を伝え、通告受領後15日の期間をその会員の自己弁護の為に与えるが、其の期間中に返答が無い、又は理事会がその返答が不十分と判断する場合は、理事会の決定で、その会員を除名する。尚、この決定受領後15日以内であれば、該当会員は書式でそれに対する異議申し立てを、会頭を通じて理事会に提出する事が可能で、それを受けた理事会は同じく15日以内に上記決定に対し、取消し不可能な審査結果を出す。

付則

名誉会員の定義、資格及び権利

- 1 名誉会員とは、本会議所に対する顕著な功績が認められ又は社会的に重要な役職を歴任し、その職責を遂行している故を以て理事会の協議により選出され、当該本人が受諾した場合に就任する個人をいう。
 - I. 名誉会員の会費は免除されるが、各種有料行事への参加費は負担する。
 - II. 本定款第9条に掲げる会員の権利は行使出来ない。
- 2 名誉会員は本定款第10条に掲げる下記の権利を持つ。
 - I. 本会議所より情報を受ける
 - II. 本会議所が主催する行事に参加する。
 - III. 本会議所の施設を使用する。
 - IV. 前項に含まれていない本会議所の事業に由来する便益を享受する。
 - V. 本会議所の定款、規則や総会、理事会、監事会の議事録、監事会意見書および決算書、財産目録の閲覧を求める。

第3章

総 会

第18条 総会の種類

総会は定期総会と臨時総会の2種類とする。

第19条 総会の決議事項

次の事項は総会の決議を経なければならない。

- I. 現会計年度の事業計画、収支予算並びに、その重大な変更についての決定。
- II. 終了会計年度の事業年度報告書、貸借対照表、収支決算書についての承認。
- III. 理事、監事の選任と解任及び会頭、副会頭の解任
- IV. 定款の変更
- V. 理事、監事及び会頭の選挙規則の承認とその変更
- VI. 本会議所の解散
- VII. その他の特別な重要事項

第20条 総会の開催時期

定期総会は毎年3月末迄に開催される。

第 21 条 臨時総会は、会頭又は理事会が必要と認めた時、又は、少なくとも5分の1の会員が、全員が署名して、会頭に提出した書面で、十分な根拠に基づいてその開催を申請した場合、それは開催される。

第 22 条 総会の招集とその主宰

総会は会頭、若しくは会頭代理者が招集し、議長となる。総会の招集は少なくとも開催日の 10 日前迄に、会議所内の眼に付く場所に公示され、且つ全会員に通知しなければならない。その公示には討議される議題、及び其の開催日、時間、場所を明示する必要がある。

第 23 条 総会の成立

総会の第 1 回の招集では法律がそれ以上の数を要求する場合を除いて最低 3 分の1の数の出席で成立する、委任状による出席者も定足数に計算される。定足数不足で 30 分後に為される第 2 回招集の場合、総会は如何なる出席者数でも成立する。

なお、総会がバーチャル型によって実施される場合、遠隔通信手段による参加も出席とみなすことが出来き、また、ハイブリッド型による場合は、物理的な出席の他、遠隔通信手段による参加も出席とみなすことが出来る。

なお、遠隔通信手段により参加する場合、会員が総会の議論の内容を理解でき、意見を述べ、議決権行使は可能な状態である必要がある。

単項： 但し、理事、監事の解任や定款の改訂、理事、監事および会頭の選挙規則の承認及び改正の決議の為の総会の成立は、第 2 回の招集の際にも会員数の少なくとも 3 分の1の出席を必要とする。

第 24 条 代理投票

会員は総会で、代理者により代表される事が出来る。

1.法人会員で、本会議所に登録された代表者が出席出来ない場合は、対会議所代表者により指名された同会員が属する企業の代理者が代表者署名入り書面で決議に参加可能である。

2.会員企業内に代理者がいない場合、或いは個人会員が出席出来ない場合は委任状を以て他の会員に代理を依頼する事ができる。

第 25 条 総会での決議

総会での決議は遠隔通信手段による場合も含めて、出席者の投票の過半数で決める。また、事前に書面による議決権行使及び電磁的方法による議決権行使を認める場合、当該方法にて行使された議決権の数も、出席した会員の議決権の数に算入する。なお、総会議長は賛否同数の際の採決権を持つ。総会開催の際は、総会秘書役は決議内容を総会議事録として作成し登記しなければならない。

第 4 章 会議所の運営

第 26 条 構成

本会議所は総会、理事会、監事会により構成され、理事会によって運営される。理事会は、会議所の目的を遂行するためにステアリングコミッティ及び委員会を設置する。

単項： 理事会及び監事会のメンバーは職権の乱用と会議所の目的からの逸脱行為の場合を除いて、会議所の社会的責務に対し、単独、連帯、付帯的の何らの義務も負わない。

第 27 条 本会議所は理事会の推薦により2名の名誉会頭と1名の名誉顧問を置く事が出来る。

I. 名誉会頭：在ブラジル日本国特命全権大使、在日本ブラジル国大使

II. 名誉顧問：在サンパウロ日本国総領事

III. 名誉会頭並びに名誉顧問には会費は免除される。

IV. 名誉会頭並びに名誉顧問は投票権を持たない。

第 5 章 理事会

第 28 条 理事会の構成

理事会は最小 20 名、最大 30 名の理事により構成される。

- 第 29 条 理事の資格**
理事会のメンバーは本会議所の会員である個人又は法人(法人の場合は対会議所代表者)である事を要する。
- 第 30 条 理事の選任と解任**
理事は総会により選任、又は解任される。
- 第 31 条 理事の選任要領**
総会が理事を選任するが、その選任要領は選挙規則に規定され、理事に欠員が生じた場合には、補欠がその空席を補充する。
- 第 32 条 理事の任期**
理事の任期は常に1月1日から2年間で、再選任が許される。空席に選任された補欠の任期は、前任者の任期残存期間である。
- 第 33 条 理事会の任務と権限**
理事会は本定款及び総会の決議に従い本会議所の業務執行を行う機関であり、本会議所を迅速且つ円満に運営する責任を持つ。理事会の権限は次の通りである。
- I. 理事の中から会頭選挙規則に準じ会頭を選挙で選び、選出された会頭に副会頭を上限を6名として指名する権限を付与する。
 - II. 会頭またはステアリングコミッティから提出された事項を検討する。
 - III. 下記の事項を審議して決定する
 - a) 総会から提案された事項、但し、本定款或いは法律に反す提案は除外。
 - b) 総会での決議の為に提出される計画及び報告書。
 - c) 定款、規則の変更に対する提案。
 - d) 入会金、会費の設定、及びその基本的な変更に係わる事項。
 - e) 部会、委員会の創設又は廃止の承認。
 - f) ステアリングコミッティからの提案事項、但し、本定款或いは法律に反する提案は除外。
 - IV. ステアリングコミッティの業務を監督する。
- 第 34 条 理事会の招集**
理事会は通常1ヶ月毎に開催されるが、臨時理事会は会頭又は会頭代理者が必要と認めた時、或いは最小限10名の理事が要求した場合に、会頭又は会頭代理者が日時、場所並びに議題を明確にして開催の日の少なくとも7日前に通知して、これを主宰する。
- 第 35 条 理事会での投票権**
理事会に出席した理事はその決議に際し1票の投票権を持つ。
理事会の成立及びその決議
- 第 36 条 理事会の成立には理事の過半数の出席が要求される。**
尚、理事会社の対会議所代表者がその会議に出席出来ない場合は、同人が書面で指名した同理事会社の代理者を出席せしめ、その決議に参加させる事が出来る。理事会は遠隔通信手段による場合も含めて出席者の過半数の票の取得で事を決議する。なお、出席は、物理的に会場における出席の他、理事が理事会での議論の内容を理解でき、意見を述べ、議決権行使が可能である場合には、テレビ会議、Web 会議などの遠隔通信手段形式による参加も出席とみなすことができる。投票での可否同数の場合は議長が採決票を持つ。
- 第 37 条 会頭の選出要領**
会頭は理事会によって本理事会のメンバー、即ち、その個人会員、或いは、法人会員の場合は本会議所に登録された代表者の中から選出される。その選出の要領は会頭選挙規則に従う。
- 第 38 条 会頭の職務権限**
会頭の職務権限は次の通りである。
- I. 副会頭を指名する。
 - II. 委員会の委員長(共同委員長含む)、副委員長を指名する。
 - III. 会頭が定められた任期中に不可抗力的な理由により辞任する場合、副会頭の中から後任を指名し、理事会にその旨を通知する。
 - IV. 総会、理事会及びステアリングコミッティを招集し、主宰する。

V.法廷内外で本会議所を代表する。

VI.本会議所の事務を監督する。

VII.緊急対応を要する事態の発生に際して、所要処置を取る。但し、その場合は次回の理事会でその経緯を報告せねばならない。

第 39 条 理事の報酬
理事は無報酬である。

第 6 章 監 事 会

第 40 条 監事会の構成
監事会は3名の監事と3名以内の補欠で構成される。

第 41 条 監事の資格
監事会のメンバー及び補欠は個人会員か、又は法人会員の本会議所に登録された代表者個人でなくてはならない。

第 42 条 監事の選任と解任
監事及び補欠は総会がこれを選任し、解任する。

第 43 条 監事の選任要領
総会が2年任期の監事及び補欠を選任するが、その選任要領は選挙規則で決められる。監事職に空席が生じた場合も同規則に従って補欠がそれを代替する。

単項: 監事会の会合で正監事は相互間で2年任期の監事会議長を選出する。

第 44 条 監事会の招集
監事会の会合は監事会議長が招集して通常3カ月毎に開催されるが、必要がある場合は何時でも臨時に開催が可能である。
1 監事会は補欠を含め最低 3 人で成立する。
2 監事会議長に支障がある場合には正監事の何れかが招集する。

第 45 条 監事の権限
監事の権限は次の通りである。
I. 本会議所の業務、財産状況及び会計の監査。
II. 定期総会に対し、年次事業報告書、及び決算書に関する意見書の提出。
III. 必要な場合、理事会やステアリングコミッティに出席して、その職責に係わる事項に付き意見を表明する。
IV. 理事および会頭選挙の選挙管理委員を勤め、監事会議長が選挙管理委員長になる。

単項: 個々の監事は、補欠も含めて、本定款第9条(会員の権利) に定める権利を行使出来るが、理事ならびに部会または委員会の長となる事は出来ない。

第 46 条 監事の任期
監事及び補欠は常に1月1日から起算して2カ年の任期で再選が許される。空席に選任された補欠の任期は前任者の任期残存の期間である。

第 47 条 監事の報酬
監事及び補欠は無報酬である。

第 7 章 ステアリングコミッティ

第 48 条 ステアリングコミッティの構成
7 名を上限として会頭及び副会頭により構成される。

第 49 条 ステアリングコミッティの目的
ステアリングコミッティは、本会議所運営方針案、その実施計画案、戦略的指針案及び運営政策案及び予算案を策定し、理事会へ上程する。

第 50 条 ステアリングコミッティメンバーの任期
ステアリングコミッティメンバー(会頭、副会頭)の任期は次のとおりとする。
1 会頭の任期は選任後1月1日から起算して1期2年間であり、再選は1回で原則2期連続4年までとする。
2 副会頭の任期は会頭が定める期間とする。
3 会議所の活動に支障が生じないよう、指名を受けるステアリングコミッティメンバーは自社の人事異動に伴う自身の任期残存期間に留意する。

第 51 条 ステアリングコミッティメンバーの報酬
ステアリングコミッティメンバーは無報酬である。

第 8 章 部 会

第 52 条 部会の設置
本会議所に、その事業を推進する為、会員の業種に応じて、部会を置く。
部会の新設、組織、及び廃止は理事会の承認を必要とする。

第 53 条 部会のメンバー
夫々の部会は部会長1名と会員である不特定の人数のメンバーで構成する。
部会長は部会のメンバーが選出するが、本会議所の会頭の承認が必要である。

第 54 条 会員は本会議所入会の際、自社の主要営業種目に基づいた部会(主要部会)に登録しなければならない。
1 本条の上記規定とは別に、各会員が一つ以上の部会のメンバーとなり、そこに登録する事も可能である。
2 然しながら、会員が本定款第9条 I、II、IIIで規定されている権利が行使出来るのは所属する主要部会に於いてのみである。

第 9 章 事 務 局

第 55 条 事務局の設置
事務を処理する為に事務局を置く。

第 56 条 事務局長
事務局には事務局長1名を置き、それが統括する。
1 事務局長は理事会の事前承認の下に、有給職員を採用し、解雇し、その給料、手当を決める。
2 事務局長の任免、及び給料・手当の決定については、理事会の決議に基づき、会頭が行う。

第 57 条 会頭は、事務局が、規則正しい活動が出来る為に、理事会の承認を得て、常勤又は臨時の事務局長代理を任命する事や、必要作業の為に臨時協力者を契約する事が出来る。

第 58 条 事務局の規則
前2条を除いて、事務局に関するその他の事項は理事会の決議を経て、別に規定される。

第 10 章 会 計

第 59 条 会計年度
本会議所の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第 60 条 収 入

本会議所の経費は、入会金、会費、国内外からの寄付金又は補助金、その他の収入を以って、これに当てる。

第 11 章

会 議 所 書 類

第 61 条 定款及びその他の書類の備え付け

会頭は定款、規則、通達、会員名簿、総会議事録及び理事会、監事会の議事録並びに監事会意見書を本会議所事務局に備え付けて置かねばならない。

会頭は本第10条V号に基づき、会員がこれらの書類の閲覧を求めた時は、正当な理由が無くしては、これを拒んではならない。

第 62 条 事業報告、決算書類の提出

事業報告及び決算書類の提出は次に従う：

- 1 会頭は定期総会の開催日の1週間前迄に、下記の書類を監事会の審査に委ねなければならない。
 - I - 事業報告書
 - II - 貸借対照表
 - III - 収支決算書
 - IV - 財産目録
- 2 監事会は前項の要領で提出された書類を審査し、定期総会の実施日の前日迄に監事2名又はそれ以上が連署した意見書を会頭に提出しなければならない。
- 3 会頭は前項の監事会意見書を添えて、第1項で述べられた書類を総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 会頭は定期総会の実施日の一週間前迄に第1項の書類を事務局に備えて置かねばならない。
- 5 会頭は本定款第10条V号に従って、会員が第1項で述べられた書類の提示を求めた時は、正当な理由無くして、これを拒んではならない。

第 12 章

解 散

第 63 条

本会議所は、その目的で招集された臨時総会で、会員の4分の3が出席し、出席者の少なくとも3分の2の同意票があれば、解散となり、その場合、その総会はその時期に存在する会議所財産の処分を決めねばならない。

(2021年3月19日定期総会で承認)

ブラジル日本商工会議所 定款改定歴

設立登記	1940年05月29日	改定登記	1983年03月07日
改定登記	1940年10月22日	改定登記	1996年10月16日
改定登記	1941年10月11日	改定登記	1998年10月23日
改定登記	1951年06月01日	改定登記	2002年08月26日
改定登記	1954年11月27日	改定登記	2003年11月18日
改定登記	1956年05月15日	改定登記	2008年11月07日
改定登記	1957年06月06日	改定登記	2010年08月11日
改定登記	1962年01月15日	改定登記	2011年04月18日
改定登記	1970年09月28日	改定登記	2013年02月20日
改定登記	1973年03月13日	改定登記	2014年01月20日
改定登記	1975年01月20日	改定登記	2016年03月15日
改定登記	1976年11月22日	改定登記	2018年07月23日
改定登記	1979年05月16日	改定登記	2021年06月30日
改定登記	1981年05月15日		